

令和5年(ネオ)第626号 上告提起事件
上告人 示現舎合同会社、宮部龍彦、三品純
被上告人 部落解放同盟ほか234名

上告理由書

令和5年8月31日

最高裁判所 御中

上告人 宮 部 龍 彦

上告人 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

上告人 三 品 純

目次

理由要旨	3
第1 憲法の解釈の誤りおよび憲法違反（民事訴訟法312条1項）	5
1 原判決の要旨	5
2 原判決のいう「人格的な利益」は、憲法13条および14条1項の解釈の誤りである...	6
3 憲法13条および14条1項の違反	8
(1) 「人格的な利益」自体が憲法13条および14条1項に違反する.....	8
(2) 地縁・血縁により当事者の範囲を広げていること.....	8
(3) 原判決が証拠として採用した事実実験公正証書は事実上の「被差別部落出身者」を認定するものであること	10
4 憲法21条(表現の自由)および憲法23条(学問の自由)の違反.....	11
5 憲法31条(罪刑法定主義)の違反	13
第2 理由不備（民事訴訟法312条2項6）	14
1 循環論法がある.....	14
(1) 原判決の要旨.....	14
(2) 本件で争われている情報による結果ではなく、情報自体を部落差別と断じている....	14
2 一部を抽出しての掲載禁止の理由がない	15

(1) 原判決の要旨.....	15
(2) 限定された同和地区名が書かれた報告書の存在を正当化しながら、一部抽出さえも禁じる矛盾.....	15
3 都府県単位での出版等の禁止の理由に不備がある.....	16
(1) 原判決の要旨.....	16
(2) 原判決は本当の理由を説明していない.....	16
4 情報が公知かどうかの判断の基準が前後で矛盾し、なおかつ不合理である.....	17
(1) 原判決の趣旨.....	17
(2) 原判決は被上告人らの情報について、それぞれ矛盾した評価をしている.....	18
5 平成15年に大阪市人権協会が発行し、大阪市内の同和地区の位置を地図上に示し、番地までも記載した「50年のあゆみ」等についての判断が欠落している.....	19
(1) 原判決の要旨.....	19
(2) 原判決の文章は明確な意味を持っておらず、とりわけ「50年のあゆみ」についての評価を避けている.....	19
第3 結論.....	20

(付属書類)

別紙1 歴史修正主義に向き合う部落問題研究 J.マーク・ラムザイヤー論文をめぐって

理由要旨

第1 憲法の解釈の誤りおよび憲法違反(民事訴訟法 312 条 1 項)

1 原判決の要旨

2 原判決のいう「人格的な利益」は、憲法 13 条および 14 条 1 項の解釈の誤りである

原判決は憲法の人権規定に基づいて「人格的な利益」を根拠に出版禁止を認めたが、この解釈は誤りである。憲法の人権規定は私人間の直接の関係を規定するものではなく、例外的に適用されるケースは限定的である。原判決の「人格的な利益」の具体的内容や範囲は明確でなく、不明確さは一審判決での「差別されない権利」という概念にも見られる。「人格的な利益」の内容や対象が不明確であり、理解することが難しい。

3 憲法 13 条および 14 条 1 項の違反

憲法 13 条および 14 条 1 項は、国民の個人の尊重と平等を保障している。しかし、原判決は同和地区出身者に対する特別な扱いを求め、差別を強化している。「人格的な利益」の概念は、身分制度に似た曖昧な表現で、同和地区出身者の差別を司法が追認する危険がある。原判決は親族の出身地を基に差別の対象を拡大しており、現代の法や慣習にそぐわない。証拠の事実実験公正証書は、被差別部落の出身を認定するものとして扱われ、近世の「人別帳」と同じように見られる。

4 憲法 21 条(表現の自由)および憲法 23 条(学問の自由)の違反

原判決は、同和地区に関する情報の公表を禁止することで、その研究や発表が不可能ではないとした。しかし、実際には、同和地区を特定して発表しないと、研究や議論が不十分になり、部落差別の解消も困難となる。法学者のマークラムザイヤー教授も具体的な同和地区の特定が研究で重要であると指摘している。

5 憲法 31 条(罪刑法定主義)の違反

原判決は、民事訴訟としての形式をとりつつ、実質的には本件地域情報の公表を公法的に禁止している。「人格的な利益」を根拠に新たな権利を創設し、情報の流通を制限している。しかも懲罰的な意味合いが強く、裁判所が権限を越えて新しい刑法を創設するかのような行為を行っている。

第2 理由不備(民事訴訟法 312 条 2 項 6)

1 循環論法がある

原判決は本件地域情報の摘示の違法性に関して循環論法を用いており、その論理は矛盾している。従って、原判決の理由として成り立たない。

2 一部を抽出しての掲載禁止の理由がない

3 都府県単位での出版等の禁止の理由に不備がある

原判決は一部の情報抽出を禁じるが、その理由がなく、都府県単位での出版の禁止理由も意味をなしていない

4 情報が公知かどうかの判断の基準が前後で矛盾し、なおかつ不合理である

原判決は被上告人らの情報評価において矛盾している。特に、公開された情報の知名度や情報の探索能力に関する評価において一貫性がない。この不一致は、法治主義の否定とも取れる評価をしている部分も含め、根拠や論拠の食い違いを示している。

5 平成 15 年に大阪市人権協会が発行し、大阪市内の同和地区の位置を地図上に示し、番地までも記載した「50 年のあゆみ」等についての判断が欠落している

原判決の文章は不完全で、特に「50 年のあゆみ」に関する評価を避けている。上告人は過去の同和地区一覧の公開との矛盾を指摘しているが、判決は関連しない話題を持ち出している。この不明瞭な説明は理由不備と言える。

第1 憲法の解釈の誤りおよび憲法違反（民事訴訟法 312 条 1 項）

1 原判決の要旨

原判決は、本件地域情報(具体的には『全国部落調査』およびそれから派生した地名情報)が同和地区名の一覧であるとして、相手方らの過去及び親族の本籍地や住所である地名が掲載された都府県の部分について一部抽出したものも含めて、申立人らに対して人格権に基づく妨害排除請求および妨害予防請求として公表を禁じ、民法 709 条および 719 条による損害賠償を命じたものである。

原判決 21 頁 19 行目から 25 頁 24 行目は、「人格的な利益」を根拠に、被上告人らによる、本件地域情報(具体的には『全国部落調査』およびそれから派生した地名情報)の出版禁止等の請求を、一部の都府県について認めたものである。これは、次のように要約される。

「部落差別は、日本の封建社会の身分差別に端を発する問題である。この差別により、特定の地域の出身者は経済的、社会的、文化的に不利益な扱いを受けてきた。このような差別は、人の尊厳を侵害するものであり、許容されるものではない。明治時代には制度上の身分差別は廃止されたが、部落出身であることを理由にした偏見や差別意識は今も残っている。インターネットの普及と共に、部落差別の事案は増加している。部落出身の事実やそれを推知させる情報の公表は、一部の人々の平穏な生活を侵害することがあるため、問題となっている。

憲法は、国民の平等と尊重を保障している。人の尊厳を守り、不当な差別からの平穏な生活の権利も保障されている。部落差別は、これらの権利

を侵害するものであるため、法的な救済が必要である。部落出身の事実や関連情報の公表が平穏な生活を侵害する場合、公表の禁止や情報の削除、損害賠償などの法的救済を求めることができる。

法的救済の対象となるのは、部落出身であることを理由とした不当な扱いやその恐れがある人々である。これには、現在部落に居住する人、過去に居住していた人、親族が部落出身である人も含まれる。」

原判決は「部落出身」ではなく、「本件地域の出身等」という表現を用いていたが、原判決の文意からは、本件地域情報は、事実として同和地区ないしは部落の地名一覧と裁判官がとらえていると解釈できる。

続いて、原判決 25 頁 25 行目から 26 頁 15 行目では、本件地域情報は本来的には被上告人のプライバシーではなく、その情報をプライバシーとして保護する場合、その地域の出身であることが直接わかる場合、具体的には現在その地域に住んでいる場合のみとされる。いずれにしても、それらは先述の「人格的な利益」に含まれるとしている。

2 原判決のいう「人格的な利益」は、憲法 13 条および 14 条 1 項の解釈の誤りである

憲法 14 条のような憲法の人権規定は国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない（昭和 48 年 12 月 12 日最高裁判所大法廷判決 民集 27 卷 11 号 1536 頁）。憲法の人権規定が私人間に適用されるのは、双方の力関係に大きな差がある場合や、侵害の程度が大きい場合に限る。

原判決は、事実上憲法の人権規定のみを根拠に「人格的な利益」と称して本件地域情報の出版禁止等の請求を認めている。他の明文化された法律や判例を示しておらず、原判決は独自の憲法解釈で、私人間に憲法の人権

規定を直接適用したと言える。

しかし、本件ではむしろ損害賠償等を求められた上告人側の方が、数においても政治的な力においても、圧倒的に不利な立場に有る。なおかつ、前述の通り、上告人自身が被上告人らの幸福追求権や平等権を奪った事実はないし、それらが誘発された事実も認定されていない

「人格的な利益」の内実も明確とは言えない。「人格的な利益」について原告らは判決後に「差別されない権利」が認められたものと喧伝しており、原判決の趣旨も概ねそれに近いものである。

一審判決はほぼ「プライバシー権」のみを根拠としていたが、原判決が認める通り「本件地域情報は1審原告ら各自の固有の情報ではないから、本来的にはプライバシーに該当するものではなく」（原判決26頁2,3行目）独自の憲法解釈である。原判決は原告らが「現に本件地域に居住する場合」（原判決26頁5,6行目）に限りプライバシー権が関係することを示唆するが、本籍地が本件地域情報に含まれる場合や、都府県単位で本件地域情報の出版等を差し止めたこと、親族にも権利を認めたこと等はプライバシー権ではもはや説明不能であるため、「人格的な利益」を持ち出したものである。

しかし、この「人格的な利益」は、一審判決が「差別されない権利」として検討した結果「原告らの主張する権利の内実是不明確であって（中略）判然としないといわざるを得ない」（一審判決31頁1から5行目）として、一度破綻したものである。原判決において、その不明確さは解消されるどころか、「人格的な利益」というさらに曖昧模煳なものになっている。

「人格的な利益」あるいは「差別されない権利」なるものは、具体的に誰の、誰に対する権利なのか、原判決は明確にしていない。例えば「プライバシー権」であれば、特定の個人に結びつく情報についてその個人の権利であり、当人以外に公にされない権利というように、それらを明確にできるが、原判決の「人格的な利益」については、それらの関係が不明確であり、権利の内実を理解することが極めて困難である。

3 憲法 13 条および 14 条 1 項の違反

憲法は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有すること、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めているが、原判決自体がそれらを侵害する自己矛盾となっている。原判決は、むしろ同和地区出身者に対し、特別な扱いを要請するものであり、差別を補強するものである。

(1) 「人格的な利益」自体が憲法 13 条および 14 条 1 項に違反する

原判決のいう「人格的な利益」は、曖昧で理解が困難であるが、あえて説明を試みれば、「被差別身分に相当すると思われる人々による、その他の人々に対する権利」ということになる。原判決はそのような直接的な表現は避けているが、実質的にはそのように解釈し得るものである。

原判決の趣旨は同和地区という地域に係る地縁による差別があり、同和地区出身者には、その地域名を公表した者に損害賠償等を求める権利があるというものである。これは地縁による被差別身分の存在を司法が認めることと同等である。

(2) 地縁・血縁により当事者の範囲を広げていること

原判決は「過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないこと」を理由に(原判決 24 頁 18 行目から 25 頁 11 行目)、親族が同和地区出身者である者にも権利の対象を広げている。

親族の本籍や住所を探索して部落差別の対象としている事例があるという証拠は出なく、常識的に考えてそのような行為をするのはごく一部の人々に限られており、広く世の中で行われているとは到底考えられないことは置いておくとしても、親族の不名誉に対する賠償を本人でもない者が受け取れるというのは、現代の法にも慣習にもないことである。「一族連座」のようなことを裁判所が認定するのは「個人の尊重」と矛盾している。

例えば、一審原告 213 本人は本件地域情報とは無関係であるが、配偶者の婚姻前の本籍が茨城県内の本件地域情報に掲載地域があるとして請求権を認めている(原判決 291)。これは「同和地区出身者と結婚した者は同和地区出身者である」と、婚姻による被差別身分が生ずることを裁判所が認めるに等しく、いわゆる結婚差別を正当化するような論理を補強してしまっている。

しかし、実際に原判決が言うような差別があるのかと言えば、法務省の人権擁護機関が人権侵犯事件として取り扱った「結婚・交際に関する差別」の例は平成 27 年が 11 件、平成 28 年に 7 件、平成 29 年に 10 件と非常に少なく(一審判決 19 頁 23 行目から 20 頁 6 行目)、しかもそれらがどのような内容のものなのか明らかではないし、本件地域一覧が公開された平成 28 年は件数が増えるどころかむしろ減っている。少なくとも、原判決が認定する事実からは本件地域一覧により「結婚・交際に関する差別」なるものが惹起されることがないことが証明されている。

それにもかかわらず、このような原判決の論理を目にした時に、「同和地区出身者と結婚すると不利益を被るのか」「同和地区出身者に被害を与えると親族まで押しかけてくるのか」と聞かれた時に、とても否定することができない。

このように、原判決自体が、憲法 13 条および 14 条 1 項に反するような差別の方法を新たに発明したもので、本末転倒なことになっている。

(3) 原判決が証拠として採用した事実実験公正証書は事実上の「被差別部落出身者」を認定するものであること

被上告人らが証拠として提出した事実実験公正証書について、原判決は「個人原告らが「被差別部落の出身者」であることを認定するものではない」(原判決 44 頁 21, 22 行目)とする。しかし、被上告人らは当初から被差別部落出身を自称しており、甲 344 事実実験公正証書には「原告らやその近親者の本籍や住所を知る者には原告らが被差別部落の出身者であることが明らかとなり」(1 頁 23 から 2 頁 1 行目)、甲 490, 491 事実実験公正証書には「一審原告ら又はその近親者が被差別部落の出身者であることが明らかとなり」(1 頁 23 から 2 頁 2 行目)と、それぞれ原告らの主張として明示されていることを原判決はことさら無視している。単に住所や本籍地を本件地域情報と照合することだけが目的であるのなら、あえて公正証書に「被差別部落出身者」という文言を入れる必要性がない。また、そもそも「被差別部落の出身者」を直接的に認定することは不可能であり、原判決は、本件地域情報と関連する地縁・血縁による被差別身分を事実上認めているのだから、事実実験公正証書は「被差別部落の出身者」を認定することと同等である。そうではないのであれば、逆にどのようなものならば「被差別部落の出身者」を認定する文書に該当するのか、考えようがない。

いずれにしても、後世の人がこの事実実験公正証書を見れば、近世の「人別帳」と同類のものと評価せざるを得ない。

4 憲法 21 条(表現の自由)および憲法 23 条(学問の自由)の違反

原判決は「本件地域情報の公表が禁止されることによって、1 審被告らによる同和地区に関する調査・研究が禁止されるものではない上、その調査・研究の結果の発表は、必ずしも具体的な同和地区を特定、指摘しなければ不可能なものではなく、該当地区を匿名にすることによっても可能である」(原判決 31 頁 20 から 24 行目)とするが、歴史や地理の調査・研究が地名を明らかにして行われるのに、同和地区に関する調査・研究であれば具体的な同和地区を特定、指摘しなくても可能であるという根拠がない。

本訴訟が行われている最中に、被上告人の 1 人が具体的な同和地区の場所を特定するような研究を発表している(乙 712)。また、被上告人部落解放同盟は、次のような同和地区が特定されるような内容をウェブ上に掲載し続けている。

まちづくりなど視察 ～琴浦町協議会が大阪を訪れ 鳥取

「解放新聞」(2023.05.25-3065)

【鳥取支局】鳥取県連の琴浦町協議会は昨年12月10日、大阪市内の平野地域を訪れ、人権のまちづくりの実践などの現地研修にとりくんだ。前日の世界人権宣言74周年大阪集會に参加した福本章・協議会副議長(県連委員)をはじめ3人が参加した。まちづくりのようすや、平野人権協会が管理する入船温泉(3038号既報)を視察した。

部落解放運動の拠点だった旧市民交流センターをはじめ、平野支部の人たちの案内で地域内を視察し、高齢化やまちづくりの課題、住民交流などについて意見交換した。HRCコンサルティングの協力を得ながらの入船温泉では、運営状況などの説明を受け、財源やスタッフの確保に関する課題や、施設を拠点にした人権のまちづくりの実践について話を聞いた。入船温泉で働く人たちとも交流した。

福本副議長は「一支部一起業」の実践を、地域の状況とともに聞くことができた。状況は違うが地元での運動に生かすことができれば」と語った。



実際、同和地区を特定、指摘して発表しなければ、同和地区の研究や議論は成り立たない。第1に、貧困や犯罪、あるいは同和事業の不正等の問題は、具体的に地区を特定しなければ、あたかもそれが同和地区全般の問題と思われ、余計に偏見を広げることになってしまうし、反社会的勢力が同和地区名を冠する組織を結成する等の方法で、犯罪の告発や報道を困難にさせるために悪用できてしまう。第2に部落差別の解消を目指すのであれば、全国の同和地区で一斉に差別がなくなるということはある得ないのだから、個別具体的な地区名を公言できないのであれば、差別がなくなったかどうかを検証することも、公言することもできないことになり、部落差別の解消を放棄することに等しい。

また、本件訴訟において意見書(乙761)を提出した、法学者のマークラムザイヤ教授は、発表において具体的な同和地区を特定、指摘しなくても、本件地域情報を使用したことで阿久澤麻里子教授から研究倫理に反する旨の批判をさ

れている(別紙1参照)。少なくとも研究の段階で具体的な同和地区の特定が必須であるのは間違いなく、しかも本件地域情報が個人のプライバシーと同様に個人の人格的な利益に関係すると評価されるのであれば、患者のカルテのような文字通りの個人情報とは違って利害関係者に許可を得ることは事実上不可能であり、どのようにしても研究自体が不正なものに見なされることになり、原判決の論は成り立たない。

いずれにしても、本件が民事訴訟という枠組みである以上、原判決は実質的には被上告人らの研究には制限を課さず、上告人、潜在的にはその他の者に対して被上告人が一方的に制限を課し得るものなのであるから、原判決の言うとおりであるとしても、原判決は学問の自由に不当な制限を加えるものであることに変わりがない。

5 憲法 31 条(罪刑法定主義) の違反

原判決は、形式的には民事訴訟の判決としているが、実質的には本件地域情報の公表を、公法により禁止することに等しい。

仮に、「プライバシー権」のような人格権に基づく概念を本来の趣旨で適用するのなら、債権者も債務者も限られるが、原判決の理由によるなら、潜在的な債権者や債務者の範囲が広がりすぎていて、その範囲も曖昧である。例えば、文字通り個人の人格に属するような情報であれば、利用許可を得る対象が明確であるが、本件地域情報ではそうっておらず、事実上刑法上のわいせつ物等と同様に、権利者の意思とは無関係に情報の流通を防止させる効果を生じさせている。これは、原判決が「人格的な利益」を理由に新たな権利を創設した結果、明確な枠組みが欠けてしまったことによる。

この状況は、被上告人らが検察官のような役割を持ち、刑事訴訟の起訴便宜主義に類似した形で、一般国民に対して損害賠償という名目で罰金を課するよ

うなものである。事実、被上告人は1審の初回の口頭弁論で、本件地域情報の公開を「犯罪」とみなし、刑事的な処罰が必要だとの主張を行い、損害賠償ではなく懲罰的な意図で訴訟を起こしたと自白している(平成28年7月5日の1審原告片岡明幸意見陳述)。

原判決は、裁判所が本来の権限を越え、新たな刑法の制定するのと同等の効果を持つ行為を行ったものであり、しかも民事訴訟の性質を脱法的に利用した、極めて危険で、不適正なものである。従って、原判決は憲法31条に違反している。

第2 理由不備 (民事訴訟法 312 条 2 項 6)

1 循環論法がある

(1) 原判決の要旨

本件地域情報が公開されて以降の部落差別の事例として、原判決は「インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にある」(原判決 18 頁 21, 22 行目)を挙げており、その内容について「誤った情報、断片的な情報、興味本意な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が受け付けられ増長するおそれがあり、インターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること」(原判決 23 頁 19 から 23 行目)である。また、「オンラインフリーマーケットサイトにおいて、「復刻 全国部落調査」3冊が出品された」(原判決 20 頁 26 行目から 21 頁 1 行目)事実も「識別情報の摘示」のタイプの1つである。

(2) 本件で争われている情報による結果ではなく、情報自体を部落差別と断じている

本訴訟自体が識別情報の摘示の違法性を争うものである。

そのため、原判決は「上告人の行為が部落差別の事例だから、上告人の行為は部落差別を助長する」という堂々巡りのものであり、循環論法である。循環論法は論理の矛盾としての典型であるから、これは原判決の理由にならない。

特に、原判決 23 頁 19 から 23 行目は何によって「差別意識が受け付けられ増長」させるのか、判然とせず、文章として意味をなしていない。「誤った情報、断片的な情報、興味本意な情報」が仮に本件地域情報のことであれば、まさに循環論法であるし、上告人らが言ってもいないことを持ち出したのであれば、一種の藁人形論法である。

2 一部を抽出しての掲載禁止の理由がない

(1) 原判決の要旨

原判決は本件地域情報について「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。)等は一切の方法による公表をしてはならない」(原判決主文 1(4), (6))というものである。

原判決は、「50 年のあゆみ」のように既に公になっている同和地区名が記載された資料や出版物と比較して「本件地域一覧は、全国の各地域をその個性にかかわらず、一律に同和地区として位置づけ、網羅的かつ一覧的に掲記するものであり、限定された地域に関する上記の報告書等とも趣旨、目的を異にするものである」(原判決 27 頁 16 から 20 行目)ことを出版禁止等の理由としている。

(2) 限定された同和地区名が書かれた報告書の存在を正当化しながら、一部抽出さえも禁じる矛盾

一部を抽出したものであれば「一律に同和地区として位置づけ、網羅的かつ一覧的に掲記するもの」という、原判決が判示した理由の条件は満たさない。それでもなお本件地域情報に限って一部の抽出まで禁じる理由が書かれていない。

3 都府県単位での出版等の禁止の理由に不備がある

(1) 原判決の要旨

原判決は本件地域情報について、都府県単位で出版等の禁止を命じており、その理由として「削除や公表の禁止の対象とする部分の前後の記載から当該部分の内容が推知される(中略)本件地域情報が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さなどに照らすと(中略)これが属する都道府県の範囲で削除や公表の禁止を認めるのが相当である(中略)個人の人格的な利益に基づく請求である以上、上記の範囲を超えてこれを認めることはできない」(原判決 33 頁 10 から 19 行目)と説明している

(2) 原判決は本当の理由を説明していない

「前後関係から推知されること」「本件地域情報が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さ」は、都府県単位を選んだ理由になっていない。前者の事実は示されていないし、後者の通りなら全体を出版等の対象としてもおかしくないからである。また「個人の人格的な利益に基づく請求である以上」というが、都府県単位であろうと地名情報を個人の人格に結びつけようがなく、原判決の理由は意味をなしていない。

原判決の、本当の理由は次の通りであろう。

市区町村や地名単位で出版禁止にしようとする、そもそもそのための証拠がないので審理不済ということになってしまう。

全面的に出版禁止にすると、甲 344 等の事実実験公正証書を作ったこと自体が著しく訴訟経済に反する無駄な行為だったことになる。あるいは、特定の地域に地縁・血縁があることをもって、全国の同和地区の情報の出版等を禁止できるということになると、事実実験公正証書自体が身分を認定する人別帳の性質を持つこと露骨になってしまうからである。

従って、原判決には理由不備があるか、原審の審理不盡がある。

4 情報が公知かどうかの判断の基準が前後で矛盾し、なおかつ不合理である

(1) 原判決の趣旨

原判決は被上告人らの住所、本籍、親族の情報、現地にある隣保館について、次の通り判示する。

(ア) 被上告人らの住所が掲載された電話帳については、「これを閲覧できる者は一定の範囲に限られており、その範囲を超えて広くこれが知られているとはいえない」(1 審判決 38 頁 21, 22 行目)

(イ) 本件地域情報については「仮にこれがプライバシーとして保護されるとすれば、本件地域情報が公表されることによって直ちに本件地域の出身等であることが推知されることになる場合に限定され、具体的には現に本件地域に居住する場合(中略)がこれに該当するものと考えられ」(原判決 26 頁 3 から 7 行目)

(ウ) 隣保館については事実上同和地区に設置されたものであることを認めつつ「一般的に、地域住民以外の者は隣保館が存在している場所を知るものではない上、今日において、その設置経緯等を知る者は必ずしも多くはなく、隣保館の意義・役割等も、社会状況等に照らし、設置当初から変容している面があるとも考えられる」(原判決 27 頁 20 から 23 行目)

(エ) 本籍地については「戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないことなどに照らすと(中略)両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い(差別)を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当である」(原判決 24 頁 23 行目から

25 頁 7 行目)。これについて、「令和 3 年 8 月、宇都宮市の行政書士が、
身辺調査を受任した探偵の依頼により、該当者の戸籍謄本を取得し、これ
を探偵に渡したことから、戸籍法違反の容疑で逮捕され、略式命令を受け
た」(原判決 16 頁 16 から 18 行目)と、行政書士や探偵が戸籍謄本を不
正取得する行為があることを念頭においている。

(2) 原判決は被上告人らの情報について、それぞれ矛盾した評価をしている
原判決には次の矛盾がある。

(ア)「被上告人らの住所が掲載された電話帳」では、電話帳の情報が「一定
の範囲に限られており、その範囲を超えて広くこれが知られているとはいえない
」と判示している。しかし、(イ)「本件地域情報」の部分では、本件地域情
報が公表されることで、出身等が直ちに推知されるとしている。これは、一方で
は公になっている情報の知名度を低く評価しつつ、他方で同じような情報公
開の文脈であるのに高く評価している点で矛盾している。

(ウ)「隣保館について」の部分では、一般的に隣保館の存在やその設置経
緯等を知る人は多くないと判示している。しかし、住所や本籍地が同和地区あ
るいはその近辺であるか、隣保館を手がかりに調べるというケースを想定する
と、前述の被上告人の住所や、まして(エ)「本籍地」を調べられる能力を持つ
者が、隣保館の情報を調べられないことはあり得ない。

さらに(エ)「本籍地」については、原判決は本籍地や親戚の情報を知るため
に違法行為を行うことが前提であると認めており、そのような情報を探索するこ
とが「不可能ではない」と言うことは、裁判所が自ら法治主義を否定しているよ
うなものである。

このように、原判決の根拠や論拠が一貫しておらず、理由に食い違いがあ
る。

5 平成 15 年に大阪市人権協会が発行し、大阪市内の同和地区の位置を地図上に示し、番地までも記載した「50 年のあゆみ」等についての判断が欠落している

(1) 原判決の要旨

原判決は同和地区一覧が記載された同和地区精密調査報告書(乙 236)、全国同和地区実態調査結果(乙 237)、同和地区精密調査報告書(乙 238)、50 年のあゆみ等(乙 7 ないし 18, 20)について、「同和地区精密調査報告書及び全国同和地区実態調査結果の作成年度、作成目的、記載内容及び昭和 50 年頃に販売されていることが確認された本件地域情報が記載された部落地名総鑑は平成元年 7 月頃までに回収されて焼却処分とされていることなどに照らすと、今日、これらの存在は一般に広く知られているものとは認め難い」と判断している(原判決 26 頁 23 行目から 27 頁 12 行目)

(2) 原判決の文章は明確な意味を持っておらず、とりわけ「50 年のあゆみ」についての評価を避けている

原判決はそもそも文章として不完全である。上告人が乙号証としてこれらを提出したのは、「本件地域情報の公開が違法であるなら、過去に解放同盟や政府等によって作られた同和地区一覧が、現に図書館やインターネット等で公開されてきたことと矛盾する」ということである。しかし、原判決はこれら乙号証と無関係な部落地名総鑑の回収と焼却のことを唐突に持ち出している。

特に「50 年のあゆみ」(乙 20)は実質的に被上告人解放同盟の関連団体が平成 15 年に頒布したもので、今でも国立国会図書館等で閲覧できる資料である。

仮に原判決の理由説明の趣旨が、全国の一覧ではないからよいという趣旨であれば、都府県単位で出版などを禁止したことから、「一部を抽出しての掲載等」も禁止したことから矛盾している。

このように、判決理由の重要部分における意味の不明瞭な文章は理由不備に該当する。

第3 結論

以上のとおり、上告理由があることから、原判決中上告人敗訴部分を破棄されたい。

以上